

額についても実績方式のほうか七万円も多く住民に支給されます。このくらい

かかるからこれだけという方式ではなくて、実績方式の場合は年によってはい少ない支給になるかもしれませんけれども、やはりこれだけかかったからこれだけ補助を出すという東京都の姿勢を福生市も前向きに受けとめていただいて、補助金を出し方も立川市で出ているのだから出ないというはずはないし、同じ供給公社だしぜひとも検討していただいて実績方式で出していただきたいと思います。

○福祉事務所長(木田 猛君)

補助金の増額の関係ですけれども、東京

都は七月からでございますが、市のほうは四月から倍額にしているわけでござい
ます。あと契約の施設につきましてはPRと申しますか、こういうものにつきましては
も施設という話し合いました私のほうも考えていきたいと思っております。
それから内容の検査ということはできませんが、いわゆる市が補助金を
出している範囲内での検査というか指導はできるわけでございますので、これ
らを利用いたしましてやっていきたいと考えております。

市の保育園の勤務時間等でございますが、確かに土曜日ににつきましては勤
務時間の時差出勤で午後は確かに職員は少ないわけでございます。しかし

現在すみれ保育園につきましては午後の保育希望者はいないというのが現状でござ
います。つくし保育園につきましてはいるわけでございますが、その希望者につ

きましてはそれぞれの家庭の実情を私のほうのケースワーカーが調査いたしまして、そ
の方が真に保育の時間延長が必要であると認めたものに対して実施してお
りまして、母子家庭云々というような関係ではございません。実態を見てきびしく
やっております。なおどのくらいの数ができるかと申しますと、やはり現在職員が二名
でやっている関係上、おのずから数制限されるわけでございますが、これはケースワ

ーカーが調査いたしまして、所長が認めたものについては保育をしろということと、嚴重に
文書をもって流してございます。したがいまして要望があった家庭につきましてはなか

なか無理な方々があるかと思いますが、担当者としてのほうとよく調査をいたしまし
て、現実にこれをやっております。ただ保育が二名という関係上幾人かということとは

厳密にこれは申し上げられませんが、家庭にもお願いしたり私のほうでやむを得ない
ものに対しては実施しております。なお土曜日はなるべくお昼までとか普通の

日も五時前にきてもらいたいというふうなことが、以前に厚生委員会においても
指摘されました。保育園に対しまして嚴重に注意をしてあるわけでございますので、

そういうふうなことは私はないと信じておりますが、もしあるとすれば私のほうで再度調べまして、勤務時間のことでございますので、嚴重に注意をしてやっていきたいと考えております。

○環境保全課長（八木房雄君）

ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

虫歯の予防対策について保健所が今度できたら口腔センター等も考えてもらいたいというお話でございますが、これはいずれにしても東京都がつくるものでございまして、私のほうは要望でございますが、その趣旨につきましては御要望を申し上げたいと考えております。なお今回予定されております保健所等については、大体武蔵野保健所程度のものでございというふうなお話は聞いております。したがって検査等についても青梅保健所より相当優秀なものでございのではないかと考えております。歯みがきの件でございますが、私の先ほどの答弁の中でやはりおかあさんのしつけということを持に申し上げたわけでございますが、保育園や幼稚園でしつける前にとにかくおかあさんかしっかり子供たちの虫歯予防のためにしつけていただきたいと私は考えております。保育園とか幼稚園についても担当課によくお願いしまして、

そういうものができるものなら実施していきたいと考えております。

加美平団地の補助金の関係でございますが、告示方式がいいか実績方式がいいかというお話でございますが、立川市は立川市でございまして、私のほうは立川市のその方式とはやはり若干違っておりますので、私のほうは告示方式で実施したいというふうに考えております。

○一番（原 敏子君）

無認可保育所の補助ですが、いまはニカ所ですが、あ

と私の聞いているところで子供を預かっているところが熊川で加藤さんという家があります。こちらには補助を出されるかどうかぜひお聞きしたいと思いま

す。福生団地ができた関係でずいぶん多くの子供を預かっているそうです。保育時間の延長の件ですが、いままでのようなことはやはり所長の権限でせひともこういうことがないようお願いしたいと思ひます。長時間保育ですけれ

とも、保母さんの適任者がなかったということですが、これはいつごろから実施されるのかもう一度お尋ねいたします。

虫歯の件ですが、都立の保育園では歯みがきをやっておりますが、福生市立でやっていませんので、これをやっていただけるかどうかもう一度お聞きします。

加美平の実績方式が告示方式かというのは立川市は立川市と言われますけれども、同じ供給公社の団地で同じ東京都から出る補助でどうして福生市と立川市で計算方式が違うのか、どうして福生では実績方式かそれなのか、ここをもう一度お聞きします。どうして福生市は告示方式をとるのかいいとお考えになるのか、この点をもう一度お尋ねしたいと思います。

○福祉事務所長(木村 猛君)

ただいま指摘されました熊川の加藤さんですけれども、私とこのか知らないで申しわけないのでございますが、市の契約を結ぶとなりますと、大事なお子さんを預かるという関係上、この方の資格あるいは設備等調査しなければなりません。そうしまして、市が契約を結ぶ前に東京都と協議いたしましたしてやらなければならないというふうになっておるわけでございまして、東京都といたしましては年度途中の契約はためであるということと、昨年牛浜保育所ができなかったのはそこにあるわけでございます。したがいまして現時点におきましては、加藤さんかもし適格者としたとしても、本年度は無理ではないかと、そういうふうに考えられます。なお私のほうといたしましても、この方かという規模あるいは資格、人員等を持っておりますか聞いてみたいと思います。

てみたいと思います。

それから長時間保育の時期につきましては、やはり私どもといたしましては大事な子供さんを預かる関係で、パートでいいかあるいは正規の職員がもちろんこれが一番いいわけでございますが、募集したところ欠員ほどの人員すら埋まらないという現況で、さらに長時間保育のための職員を募集してもおそろくないというところは明らかでございます。したがしまして、これらは八王子方式でいわゆるパートだけで見切り発車していいものかどうか、また私どもの保育園には管理人がおりませんので、臨時雇いでやった場合に施設の鍵、職員との連絡等いろいろな問題がちょっとむずかしいような感じがしますので、それらにつきましてもいろいろと検討しなければならぬと思います。要は人の問題でございしますので、いつごろやるかということは、はっきりした時期は言えないわけでございます。

それから保育園に対します虫歯の指導でございしますけれども、これにつきましては私のほうの事務所にも栄養士がおりますので、それらの関係でおやつの問題あるいは歯みがきということは園長ともいろいろ協議して、できるものなう進めていきたいと考えております。

○環境保全課長(八木房雄君)

お答え申し上げます。

どうして実績方式ができないかということでございますが、立川市におきましては、金額はちやうと忘れましたが現在二千円のちやうと上あたりを補助していると思います。東京都の補助が一千五百八十円でございます。また立川市は財政も豊かでございますので、そのような負担をしているわけでございます。福生市といたしましては財政上非常に困難でございます。都から一千五百八十円という額がきますが、振興交付金の関係で減らされるわけでございます。この関係でやはり市の負担分がこの中に入ることでございます。したがって実績方式でございます。やはり金額的には多いときと少ないときがあるということとは原議員さんもおっしゃっておりますが、確かにそのとおりでございます。私のほうはやはり都からきました居住者一人当たりの基準に算出金額をかけるという算出方法でやっていけばよろしいのではないかと考えています。そうすれば支出もおくれることなく皆さん方にやれるのではないかと考えております。実績方式となりますと、翌年の四月以降にならないと報告がないという問題点がございまして、それでは年度内支出がなかなか困難であるというような考えで告示方式と申し上げ

げたわけでございますので、よろしく願います。

○一番(原 敏子君)

市長に最後に要望したいと思ひます。

保育園の長時間保育を早い時期にやってほしいということ、その同じ保育園の歯みがきの奨励です。先ほど所長が言われましたように都立の保育園でやっているのです。市立でできないということはないと私は考えます。これも虫歯予防の点からも、市がこういう姿勢を示すのだということをやはり市民に広くPRする意味からませひとも行なっていたきたいと思ひます。

汚泥の引き抜き料ですが、四十七年と四十八年は市と公社が東京都に折衝すると言われましたけれども、この加美平の住民はごく損をしているわけです。これに対して市長が四十七年、四十八年の加美平団地への補助を強く東京都に要望するとともに、市としては全力をあげてこの問題に取り組んでほしいということをお願いしておきます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で一般質問を終わります。

○議長(貫井喜代次君)

これより一時まで休憩いたします。

午前十一時五十七分 休憩

午後一時八分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(十三行抹消)

○議長(貫井喜代次君) 日程第二議案第三十九号福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(都市計画課長浅見裕康君登壇)

○都市計画課長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第三十九号福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正内容につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、新たに加美平地区内に公園を設置し、市民の利用に供するため、本条例を改正しようとするものでございます。

内容といたしましては、本条例の別表中加美平西公園の次に加美平南公

(前ページ抹消分)

○議長(貫井喜代次君) この際原 敏子君から発言の申し出がありましたので、これを許します。

○一番(原 敏子君) 発言の訂正を願いたいと思います。

先ほどの一般質問の中に加美平団地における汚泥処理に対する補助金の質問の中で、「支給がされております」ところが福生市ではこれまでこの補助金を出しておりませんでした」との発言を「支給の対象になっておりましたか、これまでこの補助金は支給されておりました」と訂正させていただきますと思います。

○議長(貫井喜代次君) おはかりいたします。

ただいま発言の一部訂正の申し出がありましたか、申し出のとおり訂正することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって申し出のとおり訂正することに決定いたしました。

討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

おはかりいたします。

ただいま原田生也君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

御異議なしと認めます。

よって議案第三十九号は原

案とおり可決いたしました。

○議長（貫井喜代次君）

日程第三議案第四十号東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（環境保全課長八木房雄君登壇）

○環境保全課長（八木房雄君）

御指名をいただきまして、議案第四十号東

京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、組合の事務所が移転したためでございます。

内容につきましては、この組合が東京都立川合同庁舎から東京都小平合同庁舎に移転いたしましたので、本規約を改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしましては、この規約は東京都知事の許可のあった日から施行したいというものでございます。

慎重審議をいただきまして、原案とおり御決定くださるようお願いいたしますして説明を終わらせていただきます。

○議長（貫井喜代次君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

以上で質疑を終わります。

○三番（原田生也君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十号については、委員会付託及

び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

おはかりいたします。

ただいま原田生也君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

御異議なしと認めます。

よって議案第四十号は

原案のとおり可決いたしました。

○議長（貫井喜代次君）

議事の進行上、

日程第四から日程第十までの七案

を一括して上程いたします。

日程第四議案第四十一号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
日程第五議案第四十二号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
日程第六議案第四十三号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について

日程第七議案第四十四号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
日程第八議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
日程第九議案第四十六号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
日程第十議案第四十七号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について
以上、七案を一括して議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（助役篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君）

ただいま一括して上程されました議案第四十一号から

議案第四十七号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく自治功労者についての七議案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案はいずれも福生市表彰条例の規定に基づき、来たる七月一日の市制施行記念日に功労章をお送りして、自治功労者に指定申し上げるべき市議会議員の退職者に対する表彰議案でございます。

まず議案第四十一号の石川信義氏は市議会議員を五期二十年間おつとめいただきましたことによる表彰、次の議案第四十二号の田村匡雄氏は市議会議

員を三期十二年間おつとめいただきましたことによる表彰、次の議案第四十三号の伊東忠次郎氏、議案第四十四号の石川繁治氏、議案第四十五号の小林暢吉氏、議案第四十六号の森田秀雄氏、議案第四十七号の中里元一氏の五名はいずれも市議会議員を二期八年間おつとめいただきましたことによる表彰でございます。なお、自治功労章の贈与者は昨年までで合計六十七名でございます。

御審議をいただきまして、満場一致御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

なお、本議案並びに次に上程されます福生市表彰条例に基づく自治功労者についての諸議案には、いずれも昭和四十五年七月一日の市制施行前に公職にあらせられた期間もすべて福生市議会議員あるいは福生市選挙管理委員会委員等と議案に記載してございますが、そのわけは現在の福生市表彰条例には町という表彰がないからでございます。また今後町制施行当時の公職期間をも含めた表彰がたくさん出てまいりますので、便宜上これらはいずれも福生市という統一した表現を用いたかつて表彰状にも福生町という字句

は使われないすべて福生市という表現に統一するという配慮によるものでございますので、ぜひとも御理解のほどをお願い申し上げます。見ます。議長（貫井喜代文君）以上で提案理由の説明は終わりました。

それより本案に対する質疑を行ないます。

○一番（原 敏子君）この自治功労者については今まで金バッジを送っていたと聞いておりますが、今回もこの金バッジを送られるわけですか。また送られるとするならばこの金バッジ一個当たりの値段は幾らになりますか。それからこのような金バッジを送ることをやるような考えはないのかどうかお尋ねします。

○助役（條崎俊夫君）表彰条例に自治功労章を送つてどうなつてございます。また金バッジの規格等もきまつております。値段は本章一個二万七千円、略章が五千円でございまして全部で二万二千円でございます。いままでの伝統ある表彰でございますので、ここでこれを取りやめるとか、形をかえるとか、品質を落とすという気持ちにはございません。

○二番（松山 清君）表彰一般についてどう言うわけではないが、よく退職した議

員の方々に銀時計を貰ったとか金杯を送ったとかいうことで新聞等をにぎわしているが、これは何も福生というのではなく、他市によくそういう例が見られるように感じている。そういう点で一個一万七千円もするような金品のかさむものについては、やはり送ることを見合わせるべきではないかと思う。規則で定まっているとのことだが、私もこういうものについては納得しかねる。こういうことをやる気はないということですが、私としてはそういうことを強く申し述べたいと思う。やはり自治功労者というものを判断するのは一般住民であると思います。たとえ四年でも議員でほんとうにいい働きをすれば、住民からは功労者に値するようなものであろうし、当然、八年間以上の働きがあることになるわけだし、そういうものについては住民が判断すべきものと考えております。

○二十二番(末次性男君) 助役の説明にもありましたか、この条例を適用していきますと、前回、今回の人は表彰の資格に当てはまらないというようになるとなるわけですが、市という文句で統一しなければならなかったものかどうかお聞きします。市制は昭和四十五年七月一日になっておりますが、条例を見ますと改正されたのは四十五年六月二十九日ということになっておりまして、一足先に改正さ

れたということですか、いつだったかちやうと忘れておりますのでそれをお聞きかせ願いたいと思います。

大体、条例に対する理事者の心がまえといえますか、姿勢といえますか、そういうものをどういうふうにお考えになられているかお聞きしたい。条例については例規審議会もあり助役加会長としてりっぱな面々で組織されて専門的に研究されているわけですが、そういう中でこの条例の字句からいきますと表彰に該当しないものが出てしまっている。これは条例改正に当たってかまわず町を市にかえればいいんだということで改正をされたのであったかどうかということがあります。町をそのまま市にかえていい条例もあつたであらうし、またそれでは事足りない条例もあつたと思うのですが、その辺を御説明願いたいと思います。

○助役(篠崎俊夫君) 市制施行は御承知のように昭和四十五年七月一日でございます。四十五年の六月定例会に市制施行に伴ういろいろな改正条例を一括してお出し申し上げたわけでございます。この表彰条例につきましては附則において経過規定を当時設けるべきであつたわけでございます。その経過規定の